

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について 【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
25	<p>2 人件費</p> <p>(1) 奨励手当に係る成績率の形骸化</p> <p>【現状の問題点】 奨励手当の支給対象者の大半に同一の成績率が適用されているのは不自然であり，成績率の適用が形骸化していると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】 企業職員の給与の基本原則の趣旨を踏まえた成績率適用への運用見直しを行う。</p>	<p>平成28年度に人事評価制度を導入し，業績評価と能力評価を行っています。</p> <p>奨励手当については，基準日（毎年6月1日及び12月1日）の属する年度の前年度における業績評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況を総合的に判断し成績率を決定するよう，平成29年度からの成績率適用への運用を見直します。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>○措置済</p> <p>奨励手当については，平成29年6月支給分から平成28年度における業績評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況を総合的に判断し，成績率を決定しました。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

		きたいと考えます。 (水道建設課)	
--	--	----------------------	--

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名

上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
18	<p>1 持続可能性・組織運営 (3) 経営戦略策定の不備 【現状の問題点】 市では、第三次盛岡市水道事業基本計画をもって経営戦略を策定済みと整理しているが、「将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持する」という経営戦略の本来目的と整合した内容といえるか疑問である。 【解決の方向性】 経年管路更新に関する指標を経営目標として設定し、計画の進行管理の実効性を確保する。</p>	<p>経年管の更新は、健全な管路を将来にわたり維持するとともに、震災時の被害を最小限に抑えるため、管路の健全性に関する現状分析、将来予測、長期財政収支見通し、担当職員数や技術力の確保、受注者の対応力など最適なバランスを保ちながら実施する必要があります。 経年管路更新の指標については、上記状況を踏まえ、適切な投資計画により判断すべきと考えており、高級鋳鉄管等の残存率を今後の目標として指標化する方向で検討します。 (水道建設課)</p>	<p>○措置済 健全な管路を将来にわたり維持するとともに、震災時の被害を最小限に抑えるため、老朽管更新事業計画により耐震性が低い高級鋳鉄管からダクタイル鋳鉄管への更新を優先的に実施しており、平成40年度までに高級鋳鉄管を全廃（残存率0パーセント）することとしています。 また、耐震性がなく漏水発生率の高い硬質ポリ塩化ビニル管については、平成50年度までに全廃（残存率0パーセント）することとしています。 (水道建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
22	<p>1 持続可能性・組織運営</p> <p>(4) 事務事業評価の活用不足</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>飲料水供給施設管理運営事業について、事務事業評価を踏まえた課題解決の進捗が明らかでなく、事務事業評価の活用不足の印象は否めない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>事務事業評価結果のフォローアップを適時に行い、進行管理の実効性を確保する。</p>	<p>新たな行政評価システムの小施策評価における目指す成果の実現のために、上下水道局の協力を得て評価結果をフォローアップし、課題解決に向け進行管理を徹底してまいります。</p> <p>(環境企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>施設の老朽化が進行していることから地元の使用者の意見を聞きながら水供給のあり方を含めた更新の検討を進めており、小施策の主管部局でもある上下水道局と協議し、引き続き同局による技術的な支援等を得ることで「市民が安定的に安心して水の使用ができる」という小施策評価の「目指す成果」に結びつくよう事業を進めています。</p> <p>(環境企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	<p>3 契約</p> <p>(1) メーカー談合に伴う損害発生懸念</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市が発注した薬品調達で、公正取引委員会による行政処分が行われている事案が発生しており、本件談合により不当に高い金額で契約が行われていた可能性が推定される。</p> <p>包括外部監査人が試算したところ、総額43,551千円の損害額の発生が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>本件談合に伴う損害額を精査のうえ、損害回復の措置を講じる。</p>	<p>公正取引委員会が談合と認定したポリ塩化アルミニウムに係る平成23年度から26年度までの取引について、現在、取引の相手方である多木化学㈱に対し損害賠償の支払いを求める交渉を行っており、引き続き損害回復に向けて交渉してまいります。</p> <p>(浄水課)</p>	<p>○措置済</p> <p>公正取引委員会が談合と認定したポリ塩化アルミニウムに係る取引の相手方である多木化学㈱に対し損害賠償の支払いを求める交渉を行ってまいりましたが、多木化学㈱が本市に対し和解金43,000千円を支払うことで合意に至りました。(合意日：平成29年9月5日)</p> <p>既に多木化学㈱から本市に対し和解金は支払われております。(入金日：平成29年9月20日)</p> <p>(浄水課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
31	<p>3 契約</p> <p>(3) 合理的理由を欠いた随意契約（年間契約業務）</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>「長期継続契約に該当するため債務負担行為の設定は不要である」という市の説明により、随意契約の根拠である「性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当するといえるか疑問である年間契約業務が検出された。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>年度開始前に契約を締結するために債務負担行為の設定を要する年間契約業務の範囲を明確にする。</p>	<p>債務負担行為の設定については、総務省の示す通知や見解に従って措置しているところです。</p> <p>また、「盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく年間契約業務(長期継続契約)は、債務負担行為の設定は不要であると認識しています。</p> <p>以上のことから、債務負担行為の設定を要する年間契約業務の範囲を明確にする必要性は認められないものと判断していますが、年度開始前の入札執行等については、総務省が検討しているとの情報もあることからその動向を注視してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(浄水課, 契約検査課)</p>	<p>○措置済</p> <p>引き続き、債務負担行為の設定については、総務省の示す通知や見解に従って措置しているところです。</p> <p>また、「盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく年間契約業務(長期継続契約)は、債務負担行為の設定は不要であると認識しており、債務負担行為の設定を要する年間契約業務の範囲を明確にする必要性は認められないものと判断しています。</p> <p>なお、年度開始前の入札執行等については、総務省が検討しているとの情報もあることからその動向を注視してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(浄水課, 契約検査課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名

上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
38	<p>4 公有財産</p> <p>(4) 未利用水利</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>御所ダムの水利権に係る今後の利用計画が明らかではなく、財産の効率的運用の観点から十分な検討が行われているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>将来の水需要予測を踏まえると、上水道としての使用見込みに乏しいことから、用途変更を含めた事業可能性を検討する。</p>	<p>水道事業者として、近年全国的に異常気象がたびたび発生している中で、将来にわたり安定給水を継続していくためには、既存の水源はしっかり確保するべきと考えています。</p> <p>また、御所ダムの水利権については、現在、水道事業の広域化・広域連携の検討が全国的に進められているところであり、市域を越えた水利用の可能性も考えられるところです。</p> <p>今後の広域化等の状況、水需要の動向等を踏まえ、用途変更の可能性について検証していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">(水道建設課)</p>	<p>○措置済</p> <p>水道事業者として、近年全国的に異常気象がたびたび発生している中で、将来にわたり既存水源が現状のまま安定した水量を使用できるとは限らない状況にあります。</p> <p>このことから、安定給水を継続していくためには、既存の水源はしっかり確保するべきと考えています。</p> <p>御所ダムの水利権については、現在、水道法の一部を改正する法律案が示されているところですが、その中で水道事業は広域的な連携を推進するよう努めなければならないとされており、今後、市域を越えた水利用の可能性も考えられることから、既存の水源は全て保持していくこととしております。</p> <p>また、水利権の用途を水道用水以外に変更した場合、水道用水に戻すことはできないと国から回答がありましたので、当面、水道用水として保持してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(水道建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
40	<p>5 会計</p> <p>(1) 実態と乖離した償却限度額の設定</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>償却限度額まで到達した1円償却可能対象資産がありながら、1円償却を設定しない根拠が明らかではない。むしろ、実態と乖離した償却限度額の設定により、減価償却費の期間計算が歪む弊害の方が大きいものと思料され、費用の年度所属区分として不適切である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>市の実態に即した償却限度額を設定する。制度上の制約がない限り、帳簿価額1円までの償却限度額とするのが合理的である。</p>	<p>水道事業会計における減価償却費及び償却限度額については、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に基づき、適正に処理しています。</p> <p>なお、現在は、資産が地方公営企業法施行規則第15条第3項の規定による処理を可能とする特定要件を満たしておりませんが、要件を満たすこととなった際には、帳簿価額1円までの償却の実施について取組を行うこととします。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>償却限度額については、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に基づき、引き続き適正な処理に努めます。</p> <p>また、資産が地方公営企業法施行規則第15条第3項の規定による処理を可能とする特定要件を満たす際には、帳簿価額1円までの償却の実施について取組を行うこととします。</p> <p>(経営企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>5 会計</p> <p>(2) 固定資産減損の検討不足</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>築川ダム取水事業に係る固定資産減損が不要であるという会計上の見積り・判断の根拠付けが不十分であり、固定資産減損の検討不足が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>築川ダム取水事業に関する固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にする。</p>	<p>水道事業会計における固定資産減損については、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針」に基づき、減損の兆候の把握や減損損失の測定を実施しており、今後も築川ダム取水事業を含む固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にして、適正な経理処理に努めます。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>固定資産減損については、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針」に基づき、減損の兆候の把握や減損損失の測定を引き続き実施します。</p> <p>なお、築川ダム取水事業に係る固定資産減損についても、同指針に基づき、固定資産グループの収益性や将来キャッシュフローについて検証した結果、減損の兆候は認められないものでしたが、今後も継続して減損の兆候の把握をはじめ、適正な経理処理と資産管理に努めます。</p> <p>(経営企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
49	<p>5 会計</p> <p>(5) 営業利益の過小表示</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>引当金の経理について、市が採用している洗替方式による会計処理が合理的といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>損益計算書の損益区分の適正表示の観点から、引当金の経理を原則的処理への見直しを検討する。</p>	<p>本市水道事業会計が採用している経理処理では、全ての取引について予算経理を伴うこととなり、地方自治法第210条の総計予算主義の原則による予算を示すことが可能なことや、水道料金の総括原価算定上においても、料金算定期間内に見込む収支の全てを明示できるため、合理的な処理方式と考えております。</p> <p>以上の理由により、全ての引当金の経理を議会へ示し、予算審査をいただくため、引当金の取崩の際は戻入益を計上しているものであり、今後もこの方式を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>総務省が、地方公営企業法の適用に関する研究会報告書において、地方公営企業においても原則適用とする地方公共団体の予算制度として、地方自治法第208条（会計年度独立の原則）、第210条（総計予算主義の原則）の規定を適用し、引当金の経理を含め全ての取引を議会へお示しし、予算審査をいただいております。</p> <p>監査人の示す原則的処理では、一部予算経理なしの取引が発生しますが、当市水道事業会計の採用処理では、全ての取引について予算経理を伴うこととなり、総計予算主義の原則や、水道料金の総括原価算定上においても、料金算定期間内の収支を全て明示できるため、合理的な処理方式と考えており、今後もこの方式を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。